

Q3. 自然の恵みをこれからも得るためには？

A3.

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みは、今後も一層進めていく必要があります。例えば、日本人の食文化に根差したニホンウナギは、資源量が減少していると言われています。日本は、ニホンウナギを捕獲している関係国や地域との間で、持続可能な形で利用するための資源管理の方策を協議しています。また、今年9月から南アフリカで開催されるワシントン条約の第17回締約国会議に向

けて、EUは全ウナギ種の資源量を調査することなどを提案するなど、国際社会の関心も高まっています。今年12月には、生物多様性条約の第13回締約国会議がメキシコで開催されます。主なテーマは、農林水産業や観光業などの産業の中に、生物多様性の重要性をしっかりと位置付けていくことです。こうした会議を通して、日本の取り組みを世界に発信し、国際的な議論に貢献していきたいと思えます。

Q1. 生物多様性って何？

A1.

地球上には、海、川、森、湿地などさまざまな環境があり、そこには多くの生き物がすんでいます。その数は3,000万種とも言われており、さらに同じ種の中でも、大きさや形、適応能力などは遺伝子によって異なります。こうした多種多様な生物のつながりを、「生物多様性」と呼んでいます。

生物多様性は、私たちの命と暮らしを支えています。多くの生物が、時に支え合い、時に競い合いながら複雑につながり合い、その結果、私たちが生きる上で不可欠な酸素や水、食べ物などがもたらされ、気候の安定や自然災害の抑止にもつながって

います。また、抗がん剤や感染症薬など、さまざまな医薬品の開発に生物の遺伝子が活用されている他、生物の構造や機能を模倣した新しい技術の開発も進んでいます。例えば、トンボの羽からヒントを得た微風でも動く風力発電や、蚊の口先をモデルにした刺しても痛くない注射針などがあります。ところが近年、森林伐採などによる動植物の生息地の破壊や、外来種の増加、環境汚染、地球温暖化などによって、生物多様性は危機にさらされています。

Message from Iran

持続可能な農業を通じて オルミエ湖を再生させる

オルミエ湖は、イラン北西部に位置する同国最大の塩湖です。ラムサール条約に登録されており、渡り鳥の飛来地として有名です。また、湖内の島には、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に登録されている、鹿の一種であるペルシャダマジカが生息しています。



干ばつが問題となっているオルミエ湖 (今年6月撮影)

気候変動に伴う降雨量の減少と過剰な農業開発により、オルミエ湖の水位は15年ほど前から急激に低下しました。今では、約5,000km²あった水面の約75%の面積が干上がったとされており、生態系への悪影響や塩害による周辺住民の健康被害が懸念されています。現ローハニ政権は、オルミエ湖の再生を国家課題の一つとして位置付けています。深刻な状況を改善するため、日本は国連開発計画(UNDP)が実施するオルミエ湖再生プロジェクトに、過去3年間で300万ドルを拠出しています。

このプロジェクトは、持続可能な農業を導入し、水使用量全体の87%以上を占めるとされる農業用水を節水することにより、湖の再生に貢献するものです。流域では過剰な灌漑を行うなど無計画に農業が実施されてきましたが、UNDPとイラン環境庁が協力し、効率的な灌漑の導入や耕作パターンの変更、代替生計手段の確保などにより、持続可能な農業を指導してきました。現在、流域内の90の農村でプロジェクトが展開されており、地元農家の意識改革が進められています。

これに加えて、日本は今年3月、国連食糧農業機関(FAO)が実施するオルミエ湖流域における持続可能な水資源管理総合計画に、4年間で4億3,600万円の拠出を行うことを決定しました。日本は、これからもオルミエ湖の再生に取り組んでいきます。

(在イラン日本国大使館 野呂田亮 一等書記官)

Q2. どんな議論や取り組みが行われているの？

A2.

生物多様性を保全し、その持続可能な利用を進めるための国際的な枠組として、1992年にブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で、「生物多様性条約」が採択されました。現在、日本を含む196の国と地域が加盟しています。2年に1度開かれる締約国会議では、自然保護区の増加、希少植物の保全、外来生物の根絶、保全の取り組みの経済活動への組み込みなど、生物多様性に関する幅広い分野について議論がなされています。

2010年の第10回締約国会議は愛知県名古屋市で開催されました。日本は議長国として会議をリードし、2020年までの生物多様性に関する目標「愛知目標」が採択されました。

日本は他にも、水鳥や渡り鳥の生息場所として重要な湿地を保全する「ラムサール条約」や、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)にも加盟しています。

ワシントン条約では、剥製、象牙、皮革製品といった加工品も含め、オランウータンやサボテンなどの動植物約3万5,000種の国際商業取引を禁止・規制しています。密猟や違法取引といった種の存続を脅かす要因には厳格に対処する必要があります。その一方で、種の存続を脅かさない範囲での持続可能な利用は、そこから得られる利益を通じた生息地域の発展につながり、種の保護や生態系の保全に必要な資金の確保にも貢献し得るため、そうした考慮も重要となります。

生物多様性条約の第13回締約国会議に向けた検討のため、昨年モントリオールで開催された同条約の第19回科学技術助言補助機関会合



ウガンダのアフリカゾウ。ワシントン条約では希少な野生動植物の国際取引を規制している (提供：寺田佐恵子)



POINT

- 1 生物多様性は、私たちの命と暮らしを支えている
- 2 さまざまな条約の下で、生物多様性の保全と持続可能な利用のために取り組んでいる
- 3 生物多様性の保全のためには、取り組みの強化と世界への発信が重要

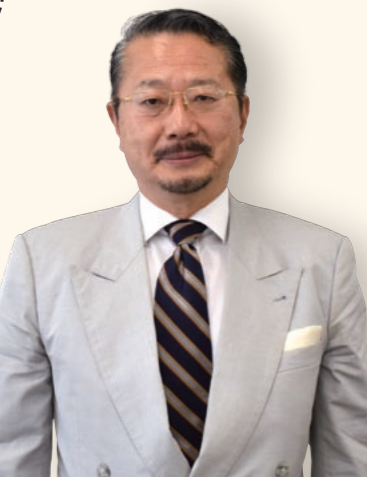
テーマ 生物多様性

外務省 国際協力局
地球環境課 地球環境企画官

渡邊 尚人

Naohito WATANABE

1980年外務省入省。スペイン、中南米、米国などでの在外勤務を経て、昨年9月に地球環境課上席専門官に着任。今年5月より現職。ニカラグアの国民的詩人ルベン・ダリオ著「青...」などの邦訳を手掛ける。著書に「ロスト・ファミリー」「葉巻を片手に中南米」など。ニカラグア言語アカデミー海外会員。



「ここが知りたい」。国際協力に関する政策を外務省の担当者が分かりやすく解説します!